

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
10月5日
(金曜日)

目次

- 一 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………
- 一 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………
- 二 土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)
(港湾課)……………
- 三 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(情報管理課)……………
- 四 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………
- 四 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………
- 四 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(三件)(商政課)……………
- 五 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………
- 六 肥料の登録の失効(農業振興課)……………
- 七 国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………
- 八 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………
- 八 公安委公告……………
- 八 一般競争入札の実施……………

山口県告示第四百九十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による



同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

防府市加入 防府市大字野島五六九の一
区 " 大字向島一五〇の七三

松本 等 山口県漁業協同組合
河内山満政

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

防府市加入 平成十九年十月五日から同月十九日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第四百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

本町三丁目(3)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	本 町 三 丁 目	七九四	一号
" "	" "	一五六の一九	二号
" "	" "	一五六の一〇	三号

山口県告示第四百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口市南沿岸厚狭海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山口市南沿岸厚狭海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 山陽小野田市大字東高泊字式ノ小州賀から同市大字津布田字新沖までの間

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年十月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十月五日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六―三三三―)にすること。

山口県告示第四百九十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「交通管制センター中央処理装置」を「交通管制センター中央処理装置 警察情報管理システム用機器」に改める。



(四八四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十月五日から平成二十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロックタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 羽間 和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭

株式会社 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年五月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二七、〇〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一、八一〇台

(二) 駐輪場の収容台数

五七一台

(三) 荷さばき施設の面積

三八四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一九〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

マックスバリュ西日本株式会社 午前九時 午後一二時

株式会社ヤマダ電機 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年九月二十六日

(四八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年十月五日から平成二十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 榑東ショッピングパーク

所在地 萩市大字榑東二八八〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

土原開発有限公司 萩市大字土原四一七 加島 克己
 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チェーン	株式会社西松屋チェーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一	大村 禎史
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃

四 届出年月日
 平成十九年九月十四日
 五 変更年月日
 平成十九年九月二十七日

(四八六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十月五日から平成二十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 椿東ショッピングパーク
 所在地 萩市大字椿東二八八〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 土原開発有限公司 萩市大字土原四一七 加島 克己

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チェーン	株式会社西松屋チェーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午後八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	午前一〇時

四 届出年月日
 平成十九年九月十四日
 五 変更年月日
 平成十九年九月二十七日

(四八七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十月五日から平成二十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課に
 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 椿東ショッピングパーク
 所在地 萩市大字椿東二八八〇の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 土原開発有限公司 萩市大字土原四一七 加島 克己
 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一 山田 昇
 三 変更に係る事項
 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置
 四 届出年月日
 平成十九年九月十四日
 五 変更年月日
 平成十九年九月二十七日

おいて公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 スーパードラッグコスモス柳井店
 所在地 柳井市古開作四三〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 坂倉 正宏
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時三〇分	午後一〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分から午後九時 まで	午前九時三〇分から午後一〇 時三〇分まで

四 届出年月日

平成十九年九月二十五日

五 変更年月日

平成十九年十月一日

(四八八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十月五日から平成二十年二月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 スーパードラッグコスモス田布施店

所在地 熊毛郡田布施町中央南二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時三〇分	午後一〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分から午後九時 まで	午前九時三〇分から午後一〇 時三〇分まで

四 届出年月日

平成十九年九月二十五日

五 変更年月日

平成十九年十月一日

(四八九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十五日山口県公告(二四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十九年十月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク平川店
 所在地 山口市平井七二四の一
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十五日山口県公告(二四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月十八日山口県公告(二五二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月五日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四九二) 肥料の登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	氏名	生産者
山口県生 第四八八号	平成一九、九、一七	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥料 料一号	窒素全量 りん酸全量 七・〇〇	協和醗酵工業株式 会社	住所	東京都千代田区大手 町一丁目六番一号
山口県生 第五四〇号	" 八	副産植物質肥料	ウーロン二号	窒素全量 三・五	該当なし	興洋産業株式会社	宇部市港町一丁目五 番五号

(四九三) 国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区向坊換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区) 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月九日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋西二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市北斗町六番一〇号

株式会社朋友商事



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年十月五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

警察情報管理システム用機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課ほか二十五箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定
する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成十九年十一月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年十一月十五日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十九年十一月十五日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線二四二二)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of equipment for the police information management system

(3) Use term: From January 1, 2008 to December 31, 2012

(4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and 25 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 14, 2007 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., November 15, 2007)

平成十九年十月五日印刷
平成十九年十月五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）